

ふくし

題字 / 日展会友 井野吟紅氏

切手整理のボランティアのお二人。毎週水曜日に高浜市いきいき広場で活動しています。古くからの友人同士であり、毎回おしゃべりしながら活動することが、楽しみです。(P.11で、活動の詳細を紹介しています。)

高浜市社会福祉協議会は

かけがえのない一人ひとりを大切にします。

助けあい・支えあいの心を地域に広がります。

だれもが幸せで笑顔あふれるまち

「たかはま」を目指します。



令和2年度 重点目標と当初予算概要

7つの 重点目標

- 1 高齢者・障がい者・子どもを含む包括的な支援をします
- 2 日常生活における困りごとへの対応力を強化します
- 3 ボランティア活動を推進します
- 4 子育て支援事業を推進します
- 5 障がい者の地域生活支援をします
- 6 高齢者への在宅福祉サービスを充実します
- 7 法人内連携の強化・人材を育成します

1 高齢者・障がい者・子どもを含む包括的な支援をします

●主な取り組み

高齢者、障がい者、子どもを始めとする全ての人が住み慣れた高浜で安心して暮らしていけるよう、これまで取り組んできた事業を「面」としてとらえて連携し、高齢者等の生活支援・介護予防を中心に、基盤整備を進めてまいります。

2 日常生活における困りごとへの対応力を強化します

●主な取り組み

地域生活課題を抱えた、相談者自身が日常的な生活力を維持していけるような支援や、相談者の尊厳や人権が保護されるような支援等を継続して進めるとともに、行政、各種関係機関、地域の各種団体との協議の場などを通じて、連携強化に努めてまいります。

3 ボランティア活動を推進します

●主な取り組み

ボランティア講座や、わくわくフェスティバル開催によるボランティア活動者の発掘、参加促進に努めるとともに、市内のボランティア活動の一層の充実に向けて、ボランティア活動の現状や課題の把握に努め、ボランティアひろばセンターの在り方を検討してまいります。

4 子育て支援事業を推進します

●主な取り組み

保育の質の維持・向上に努めるとともに、令和3年には中央児童センターが高浜小学校敷地内への移転を予定していることから、今後は、小学校と隣接するメリットを活かした子育て支援を進めてまいります。

5 障がい者の地域生活を支援します

●主な取り組み

令和3年に設置が予定されている「地域生活支援拠点」について、高浜市との検討を進め、障がい者が地域で安心して生活できるような体制づくりを進めてまいります。

6 高齢者への在宅福祉サービスを充実します

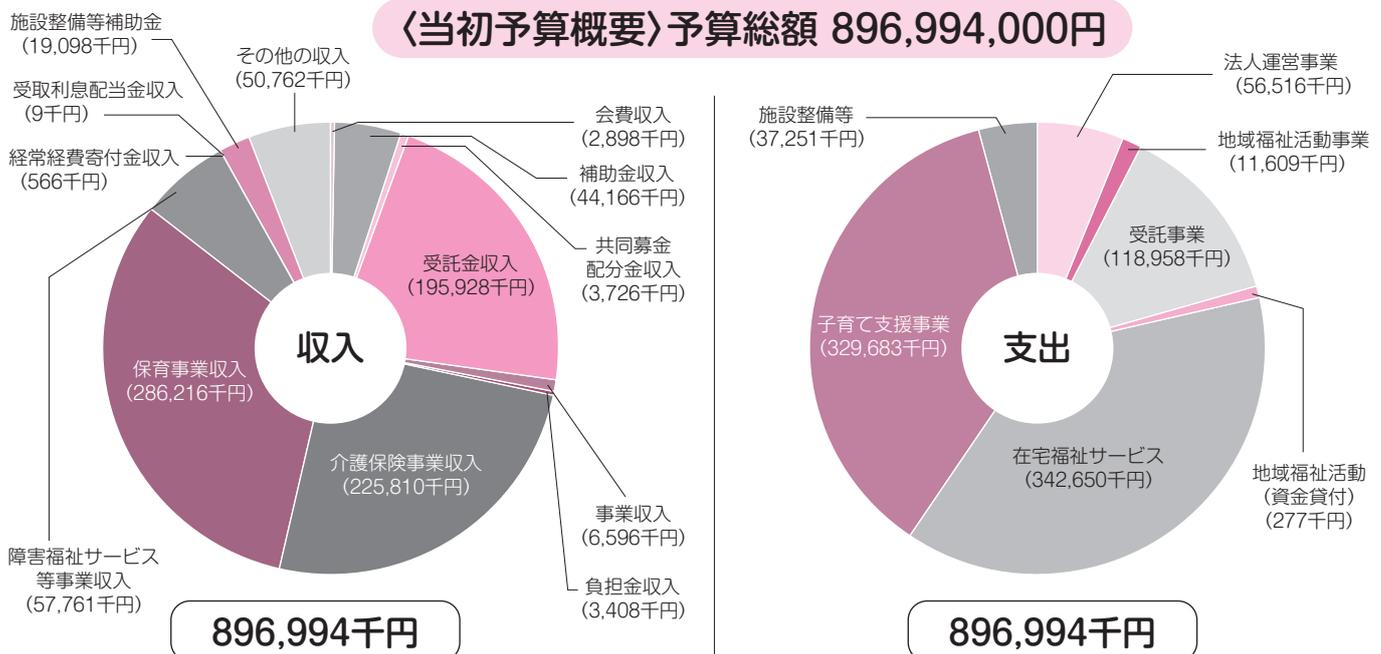
●主な取り組み

制度で提供できない狭間のサービスに対応するため、今年1月に保険外サービス事業を開始いたしました。今後、本事業を利用していただけるよう周知を図ってまいります。

7 法人内の連携の強化と人材を育成します

●主な取り組み

適正な法人経営と組織基盤及びガバナンス強化のため、計画的な職員の人材育成により組織力の強化を進めてまいります。



「保険外サービス」を始めました

「保険外サービス」は、介護保険制度等で利用できない活動を行うことができるサービスです。

高浜市社会福祉協議会では、高齢者の方や、障がいをお持ちの方が在宅で生きがいを持ち安心して生活できることを目的に、制度では対応できない狭間のサービスを実施しています。

★保険外のサービスのイメージ

	保険外サービス	介護保険制度
買い物や散歩、趣味のための外出介助	○	×
病院内の付き添いや入退院時の支援	○	×
家族の外出等により見守りが必要な場合の支援	○	×

★高浜市社会福祉協議会が行う『保険外サービス』

◇対象者

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業で基本チェックリストの判断により必要と認められた方。
- (3) 障害福祉サービスの支給決定を受けた方

◇サービス内容

- (1) 通院・入退院等の支援
- (2) 買い物・外出の支援
- (3) 家事等の支援
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 見守り等の支援

◇利用料

- ・30分あたり1,500円(税込)
- (保険外サービス利用にかかる交通費・入場料等はこちら利用者様の負担になります。)

◇サービスの提供日・提供時間

- ・月曜日から金曜日 午前8時から午後3時まで
(国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

◇実施地域

- ・高浜市内



問合せ先／高浜市社会福祉協議会 ヘルパーステーション 電話：0566-54-5480

ふれあい サービス 協力者募集



ふれあいサービスは、地域の支え合いを通じて、みなさんが高浜市でいつまでも安心して生活できるようお手伝いしています。

運転手募集中

1 活動内容

活動内容は、家事、介護、子育て、移送等です。自分に合った活動ができます。

(例)

家事…掃除

介護…通院の付き添い

子育て

…保育園への送迎

移送…車の運転

家事

介護

送迎

子育て

ふれあい
サービスって、
こんな活動!

2



自分のペースで活動

自分の予定に合わせ、好きな時に活動ができます。はじめての方でも安心して活動していただけるようサポートしますので、お気軽にご参加ください。

3



活動へのお礼

活動のお礼として、少額ですが協力料を出させていただきます。

協力料／1時間当たり500円～750円

みなさまのご参加をお待ちしています

「車いすを利用しているので通院が大変！」など、困り事がある方もお気軽にご相談ください。

問合せ・申込先／高浜市社会福祉協議会 事務局 電話：0566-52-2002

令和2年度 高浜市社会福祉協議会

会員募集

皆さまからご協力いただく会費が、地域の福祉活動を支えています！



社会福祉協議会って何？

社会福祉協議会(以下、社協)とは、社会福祉法において「地域福祉の推進」を目的とする団体として位置づけられた、営利を目的としない民間組織です。

本会は、地域の皆さまとともに「安心して暮らし続けられるたかはま」の実現を目指しており、ボランティア活動の推進や在宅福祉サービス事業、権利擁護事業、生活困窮者支援、子育て支援など様々な事業を通じて、地域福祉活動を推進しています。

会員の皆さまには、会費の納入を通じて、社協の事業をはじめ、さまざまな地域福祉活動を支えていただいています。

なぜ会費を集めるの？

社協は、福祉の制度の隙間を住民相互で支え合う地域福祉活動を推進しています。

会員の皆さまからご協力いただいた会費は、地域福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。市民の皆さまには、本会の活動趣旨にご賛同いただき、ご協力をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。



会費の種類と 金額(年間)

一般会員
(市内の居住者)
1口 300円

特別会員
(特に関心、熱意ある方)
1口 1,000円

法人会員
(企業・団体・事業所)
1口 2,000円

■会費の使いみちの一例

様々な事業を通して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

《心配ごと相談》

弁護士による30分間の無料法律相談を行っています。
法律に関して、聞きたいことがある方、まずは相談だけでもしてみたいという方等、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

日時：毎月第1・第3木曜日 13時～15時45分
(1日につき最大5人まで受付けております。)

※暦によって変更の場合があります。

※予約制ですので、高浜市社会福祉協議会 事務局
(☎0566-52-2002) までご連絡ください。



《各種団体助成》

「園児と高齢者とのふれあい事業」

市内幼稚園児と高齢者が、手遊びや野菜の収穫などを一緒に体験し、園児には高齢者を敬う心を育て、また高齢者には穏やかで楽しい1日を過ごしていただきます。児童と高齢者の両面から、地域福祉の向上を目的として助成しています。



《広報紙『ふくし』発行》

年に5回（5月、7月、10月、12月、2月）発行している広報紙です。社会福祉協議会からのお知らせや地域の福祉に関する様々な情報をお届けしています。具体的には、ふくしまつりやボッチャ大会など各種講座やイベントのご案内、消費者被害に遭わない等のワンポイントアドバイス、地域で活躍しているボランティアさんの紹介等の内容を掲載しています。

《災害ボランティアコーディネーター養成講座》

被災時や復興支援時に広域で助け合うことができる体制づくりを目的として、碧海5市（刈谷市、安城市、碧南市、知立市、高浜市）の社会福祉協議会が、協働で行っています。域内で大規模災害が起これば、各市に災害ボランティアセンターが立ち上がります。その時に全国から駆け付けたボランティアさんとボランティアを必要とする方とをスムーズに結びつけるためのコーディネーター養成講座です。会場は毎年各市持ち回りでっており、令和元年度は碧南市のへきなん福祉センターあいくるにて行いました。



ボランティア受付の模擬訓練の様子。域内の被災状況を確認している様子です。



交流会の様子。平常時からできることについて、熱い議論を交わしました。



みんなで権利擁護を考えよう!

～権利擁護に対する理解を深めよう～

権利擁護とは？

権利擁護支援センターでは、主に地域の権利擁護推進のための啓発活動を行っています。

シリーズ権利擁護「みんなで権利擁護を考えよう！」では、みなさまと一緒に権利擁護について考えていきたいと思えます。

「権利擁護」は福祉の現場では良く使われる言葉ですが、具体的にはイメージすることは難しいと思います。

一般的に権利擁護は次のように言われています。

「高齢や障がいのある方で何等かの事情によって、自分の思いや考えを人に伝えることができず、日常生活において不利益な立場に置かれている、あるいは置かれる可能性にある方に対し支援をすること」

このように、自身の困りごとを周りに伝えることが苦手な方がいます。

では、どのような場合に権利擁護が必要なのでしょう？

今回は、その一例として「消費生活の場面における権利擁護」についてご紹介します。

消費生活における権利擁護が必要な場面とは？

販売員が突然訪問し、



販売員

飲んだら元気になるお茶は
いかがですか？
今なら〇〇万円で売ります
よ。

よくわからない



お願いします。

判断能力が低下していることで、訪問販売で販売員に勧められるがまま高価な商品を買ってしまう。

その他にも、権利擁護が必要な方とは？

- ・ 買い物に行ってきたのにそのことを忘れてしまい、また買い物に出かけてしまう。
- ・ 銀行にお金を下ろしに行ったのに銀行で何をすればいいかわからなくなってしまった。



権利擁護が必要な方について一緒に考えていきましょう

このような困りごとを抱えている方には、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護の支援が利用できる場合があります。

権利擁護が必要な方々が、住み慣れたまちで安心して暮らせるようにするためにどのような支援があるのでしょうか。また、どのようなことができるのでしょうか。

今回は、権利擁護の支援についてお伝えしたいと思います。

2/14
(金)

『キッチン☆なんぶ』 開催しました!

宅老所のボランティアさんが、旬の食材を活かした料理を教えて下さる『キッチン☆なんぶ』を開催しました。今回は、「おにぎり型のお雛さん、手羽中のサクサク唐揚げ、青菜の胡麻和え、お吸物、いちご大福、ういろう」というお雛さんをイメージしたメニューを作りました。子どもたちが遊ぶスペースも準備し、おいしいごはんをみんなで楽しく作って食べました。お母さんも子どもたちもリフレッシュできたのではないのでしょうか。



おにぎり型のお雛さん

《材料》 作りやすい分量

○酢飯

- ・米……………2合
- ・合わせ酢
酢……………大3
- 砂糖……………大1
- 塩……………小1
- ツナ缶……………1缶

○雛

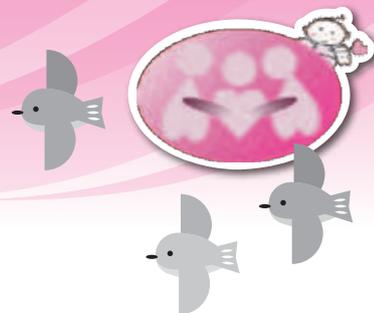
- ・卵……………1個
- ・酢飯……………おにぎり2個
- ・うすら卵……………2個
- ・焼きのり……………8cm角
- ・サラスパ……………6cm位
- ・黒胡麻……………4粒
- ・食紅……………少々

《作り方》

- ①炊きあがったご飯に合わせ酢を振り入れ、しゃもじで切るように混ぜ合わせます。
- ②ツナ缶1缶をフライパンに入れます。乾煎りをして醤油大1、砂糖大1で味付けて酢飯に加えて、混ぜます。
- ①ボウルに卵を割り入れよく混ぜて丸い玉子焼きを作ります。フライパンを熱してから油を引きます。中火にして卵を流し入れます。返さなくてよいです。取り出して半分に切って半円形にします。
高さ6cm位のおにぎりを作り玉子焼きを着せます。
- ②頭をつくります。うすら卵は茹でておいてください。うすら卵のとがった方に半分に折ったサラスパを刺し、それをおにぎりに刺します。焼きのりで髪の毛を作ります。目は胡麻を張り付けます。口は食紅を水でといて爪楊枝で付けます。



てとてとて



手洗い
ワンポイント
講座

日頃から正しい手洗いの仕方を心掛け、ウイルスから身を守りましょう！また、これからは、少しずつ気温が上がって、食中毒も心配な季節です。良い習慣を身に付けて、暑い時季を乗り切りましょう！

手全体を40～60秒かけて洗い残しが無いよう、まんべんなく洗います。



目安は、一回15秒。
「happy birthday
to you～♪」
一曲分です！



指一本一本、
丁寧に
こすります。

洗い終わったら、しっかりと手を拭きましょう（できれば、ペーパータオルで!）。その後のアルコール消毒も忘れずに!

アルコール手指消毒薬でも同様に行います。

出典：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

お知らせ

令和2年3月29日(日)に開催を予定しておりました「第10回ボランティア交流会 井戸端会議」は新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から中止とさせていただきます。参加を検討されていた方、毎年楽しみにされていた方、次回のご参加心よりお待ちしております。

個人ボランティアさん紹介 『切手整理ボランティア』

毎週水曜日に高浜市いきいき広場にて活動をしています。現在は、使用済み切手の仕分けをしています。具体的には、市民の方からご寄付いただいたたくさんの使用済み切手を消印が欠けているものと欠けていないものに分けています。お二人が、活動を始めたきっかけは、元々切手を収集していた安藤節子さんがコーディネーターの勧めで、この活動を始めたのがスタートです。その後、仲の良かった神谷圭子さんが加わることになりました。旧知の仲である安藤さんと神谷さんは、活動自体もさることながら、週に一回、お互い顔を合わせて、お話ししながら活動するのが、楽しみだと言います。

安藤節子さん（左）と
神谷圭子さん（右）の
お二人



コツコツと自分たちのペースで活動しています。



使用済み切手は、このあと、どうなるの？

ボランティアさんが仕分けした切手は、高浜市社会福祉協議会から一旦、愛知県社会福祉協議会へ送られます。その後、各団体等へ寄付され、ボランティア団体の活動資金や発展途上国の救援活動資金等に役立ちます。

ボランティア保険のご案内

ボランティア活動保険



国内におけるボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。

- ◆ 通常の経路により住居を出発してから住居に到着するまでの往復途上の事故を含みます。
- ◆ 熱中症（日射病・熱射病）による傷害も補償します。
- ◆ 天災タイプにご加入の場合、地震などの天災によるケガも補償します。

保険料	Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災Aプラン	天災Bプラン	天災Cプラン
	250円	300円	350円	400円	500円	600円

ボランティア行事用保険



福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体等が主催する日本国内での行事に参加中に、行事参加者が偶然的な事故でケガをした場合、行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。

- ◆ 急激かつ外来による日射・熱射によって身体障害を被った場合も補償します。
 - ◆ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体障害を被った場合も補償します。
- ※ 保険料は、参加される行事の内容や宿泊の有無等によって異なります。詳しくは、代理店・扱者までお問合わせください。

高浜市社会福祉協議会 ボランティアひろばセンターてとてとて

電話：52-9882 FAX：52-4100 メール：tetotetote@takahama-shakyo.or.jp

使わなくなった福祉機器を リサイクルしませんか

高浜市社会福祉協議会では、使われなくなった車いすや介護用ベッド等の福祉機器を譲りたい方から、それを必要とする他の市民の方へお渡しし、福祉機器の有効利用を図る事業を行っています。

★対象：不用になった車椅子や介護用ベッド等の福祉機器を譲りたい方とそれを必要とする方。



★手続き

福祉機器を譲りたい方

福祉機器を必要とする方

下記の連絡先までお電話いただくか窓口までお越しください。職員が訪問して、実際に福祉機器を拝見します。

下記の連絡先までお電話いただくか窓口までお越しください。必要とする福祉機器がある場合は、速やかに調整します。

※リサイクル可能と判断した場合でも希望者がみえるまで、ご自身で保管していただきますので、ご了承ください。

※現在、リサイクルの希望が出ている福祉機器は、ホームページにてご案内しております。ぜひ、ご参照ください。

URL：<http://www.takahama-shakyo.or.jp/1tiiki/recycle.html>



お互いの希望が合致したら、譲り渡し！
社協が仲介に入りますので、ご安心ください。



★利用料：無料

※福祉機器の運搬・修理・洗浄・メンテナンス等の経費については、譲受希望者に負担していただくこととなります

善意をありがとうございました

神谷康乃・美佳、(株)サンスタッフ、田戸町町内会、永柳和枝、マリオン高浜、マルハン高浜
(50音順、敬称略)

広報紙「ふくし」は財源の一部に赤い羽根共同募金配分金を受けて発行しています。



編集
発行

社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地
TEL：0566-52-2002 FAX：0566-52-4100
E-mail：info@takahama-shakyo.or.jp